氏名（本籍）	何　秋林
学位の種類	博士（言語学）
学位記番号	博　甲　第　9767　号
学位授与年月日	令和　3　年　3　月　25　日
学位授与の要件	学位規則第４条第１項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	日本語と中国語における抽象名詞の構文論的対照研究

主　査	筑波大学　教　授　Ph.D.	池田　潤
副　査	筑波大学　教　授　博士（文学）	臼山　利信
副　査	筑波大学　准教授　文学博士	金　仁和
副　査	筑波大学　助　教　博士（文学）	池田　晋
副　査	筑波大学　准教授　博士（言語学）	佐々木　勲人

論　文　の　要　旨

本論文は、日本語と中国語における抽象名詞を用いたいくつかの構文を考察対象として取り上げ、構文論と対照言語学の観点から、それぞれの構文の特徴、及び構文と抽象名詞の相互作用を明らかにしようとする研究である。

抽象名詞は名詞の下位類の1つではあるものの、単に抽象的な意味を表すのみにとどまらず、文法機能や談話機能の面において具体名詞とは異なる特徴を持つことが従来から指摘されており、日本語学と中国語学の双方において更なる研究の進展が期待される分野の1つである。著者は、抽象名詞研究を更に掘り下げ深めていくためには、構文環境の中で抽象名詞の機能を考察するという視点が不可欠であることを指摘した上で、本論文において以下の研究課題を設定し、それらの分析を通して、日本語と中国語の抽象名詞の新たな一面を浮かび上がらせようと試みる。具体的には、①抽象名詞の性質や意味タイプが構文の構造や意味にどのような影響を与えるか、②構文の意味や構造が当該構文における抽象名詞の振る舞いにどのような影響を与えるか、③抽象名詞を含む類義の構文間や日中の構文間でどのような機能や成立条件の違いが見られるか、という3つの課題である。

本論文は全７章から成る。第１章では、論文の目的を明らかにし、全体の構成を示している。

第２章では、日本語と中国語の抽象名詞に関する先行研究を概観している。従来の研究の問題点を指摘した上で、本論文の基本的な立場として構文論的観点から抽象名詞の機能を考察することを説明している。

第３章では、日本語と中国語の人魚構文を取り上げている。先行研究の分析によれば日本語の人魚構文は、抽象名詞の文法化の度合いによって、「[X は Z]＋Y だ」と「X は[Z＋Y]だ」の２類に分かれるとされる。本章では、このような日本語学における先行研究の知見を活かしながら、中国語における人魚構文の有無を考察している。その結果、著者は中国語では抽象名詞の文法化がほとんど進んでおらず、人魚構文が日本語ほど発達していないが、意志・計画類の抽象名詞を用いる場合に限っては、確かに人魚構文が成立することを発見している。この一類の文は、従来の中国語研究では連体修飾構造を含むコピュラ文と見なされていたが、実際は意味的にも構造的にも日本語の人魚構文と並行

性を持つものであることを十分な根拠を以て論証している。

第 4 章では、日本語と中国語の連体修飾構造を含む属性叙述構文が取り上げられる。日本語の「X は[Z＋Y]だ」と「X は[Z＋Y]をしている」(「彼は明るい性格だ／彼は明るい性格をしている」など)、中国語の“X 是 Z 的 Y”と“X 有着 Z 的 Y”（“他是那种开朗的性格/他有着开朗的性格”など）という構造的に対応する構文について詳細な分析を行い、それぞれの文法的特徴と談話機能、および構文中に生起する抽象名詞の性質について、以下の点を主張している。日本語の「している」構文と「だ」構文は、主に証拠性の面において対立する形式であり、前者が話し手の観察に基づく内容を述べるのに対し、後者は話し手の判断に基づく内容を述べる際に用いられる。従って、後者のほうが様々な抽象名詞と共起する頻度が高く、また前者に抽象名詞を用いる場合には話し手の「観察」を裏付ける文脈が不可欠となる。一方、中国語の両構文は証拠性の面ではなく、談話機能の面において顕著な違いを見せる。“是”構文は談話の中で属性を背景情報として提示するものであり、特定の出来事の前提確認のために用いられる。“有着”構文はその属性自体を前景情報として、特定の人物の特徴を細かく描写するために用いられる。これに対して、日本語の両構文の談話機能には目立った違いは観察されない。著者は両言語におけるこうした差異は、各言語における構成要素や統語構造の特性の違いによってもたらされるものであると結論付けている。

第 5 章では、日本語の「[Z＋Y]がある」構文（「日本に来る機会がある」など）と中国語の“有＋Y＋Z”連動文（“有机会来日本”など）が取り上げられる。中国語の“有”連動文については、従来の研究で“有＋Y”部分が助動詞相当の意味を持つことが指摘されていたが、統語的観点からは十分に検証がなされていなかった。本章では、連用順序、後続成分 Z の性質、完了アスペクト助詞“了”との共起という観点から各意味タイプの“有＋Y”を一般的な助動詞と比較することによって、“有＋Y”が真の助動詞ではないことを明らかにしている。その上で、先行研究の言う“有＋Y”の助動詞的意味は、「Y の存在を前提条件として、動作行為 Z を行う」という“有”連動文の構文的意味によりもたらされたものであることが主張される。一方、日本語の「[Z＋Y] がある」構文についても、「Y がある」部分がさまざまなモーダルな意味、またはモダリティ機能を持つと見なされてきた。本章では、各種の「Y がある」に対する分析を通して、ほとんどの「Y がある」が真のモダリティ形式と呼べるまでには文法化していないことを明確に示している。

第 6 章では、第 3 章から第 5 章における考察に基づき、本論文で扱う各構文相互の関係を整理している。日本語の各構文は、生起可能な抽象名詞の面でも重なる部分が多く、意味や構造の面でも相互に連続性や類似性が認められる。そのため、例えば「[Z＋Y]だ」と「[Z＋Y]がある」が同一の抽象名詞を伴って近似した意味で成立する場合があり、その用法の差異などについて更に掘り下げて考察する余地が残されている。これに対し中国語では、抽象名詞が実質語としての性格を色濃く残していたり、コピュラ動詞の機能が限定的であったりするなど種々の制約が存在するために、各構文とも狭い範囲でしか成立し得ず､相互の意味や用法が接近するという現象が起こりにくいのだと述べている。

第 7 章は、本研究の総括であり、冒頭で示した 3 つの課題に対する回答が提示される。また、本論文で未解決の問題を示しながら、今後の課題と展望にも言及している。

審　査　の　要　旨

１　批評

本論文は、日本語と中国語の人魚構文、属性叙述構文、疑似モダリティ文といった構文を通して、両言語における抽象名詞の特徴を明らかにしようと試みたものである。本論文の特色は、抽象名詞研究に構文論的観点と対照言語学的観点を積極的に取り込み、それによってより厚みと広がりを持った抽象名詞研究を実践した点にある。それぞれの構文と抽象名詞がどのように作用し合っているか、という大きな問題意識のもと、個々の構文をめぐる個別の課題を設定し、適切に論拠を示しながら、各章ともに説得力に富む結論を導きだすことに成功している。

本論文の学術的意義は大きく分けて 3 つある。まず、本論文の最大の功績として、抽象名詞研究に積極的に構文論的観点や対照言語学的観点を取り込んだ点が挙げられる。著者は、抽象名詞が構文に与える影響、構文が抽象名詞に与える影響、各構文間の関係という 3 つの側面から、多角的に言語事実を解きほぐしていき、従来見落とされていた数多くの言語事実を発掘することに成功している。新たな方法論を提示し実践したことは、今後の抽象名詞研究の発展に大きく貢献するものとして高く評価できる。次に 2 点目として、上述の手法を用いることにより、従来の定説を覆すような新たな見解を示し得たという点が挙げられる。例えば、中国語学界ではこれまで中国語に人魚構文は存在しないという見解が支配的であった。しかし、本論文では日本語学の知見も参照しながら、中国語においても一部ながら人魚構文が成立することを十分な説得力を以て立証している。また、「[Z＋Y]がある」構文、“有＋Y＋Z”構文においては、「Y がある」と“有＋Y”の部分に助動詞としての機能があるとする説が従来は一般的であったが、これらについても真のモダリティではなく、疑似モダリティにすぎないということを明確に指摘している。3 点目として、従来の研究でほとんど扱われてこなかった構文を積極的に取り上げたことが指摘できる。例えば、第 4 章では連体修飾構造を含む属性叙述構文を日中各 2 種類ずつ取り上げ、詳細な分析を行っている。これらの構文の使い分けや日中間の対応関係の問題は、これまでほとんど注目されてこなかったものであり、これらの問題を深く掘り下げて考察したこと自体が、学界に対する問題提起として重大な意味を持つ。これらの考察から得られた結論の中にも重要な知見が数多く含まれている。

一方で、著者自身も認めているように、各構文の分析においてはなお不十分な点も残されており、今後より精緻な考察を行っていく必要がある。また、本論文では一部の構文や抽象名詞しか扱えなかったため、今後はより多様な構文と抽象名詞に目を向け、本論文の主張の妥当性・一般性を検証していくことが不可欠であろう。しかし、これらの課題は、本論文の成果をふまえて今後の発展的な研究を通じて解決していくべきものであって、本論文の学術的価値を損なうものではない。

２　最終試験

令和 3 年 1 月 15 日、人文社会科学研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

３　結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。